

建設産業常任委員会

1 開 議 令和7年12月17日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第78号 大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

日程第2 議案第80号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

日程第3 議案第81号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

日程第4 議案第82号 大田原市ポッポ農園の指定管理者の指定について

日程第5 議案第83号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指
定管理者の指定について

日程第6 議案第84号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター
黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定について

日程第7 議案第85号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定について

日程第8 建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	藤	田	善	幸	出席
副委員長	北	原	裕	子	出席
委員	齋	藤	藤	男	出席
	前	野	良	三	出席
	中	川	雅	之	出席
	菊	池	久	光	出席
	引	地	達	雄	出席

当局	産業文化部長	齋	藤	勝	芳	出席
	農政課長	岡		一	弘	出席
	商工観光課長	菊	池		修	出席
	文化振興課長	墨	谷		薫	出席

事務局	高	橋	洋	陽	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（藤田善幸） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、産業文化部長、農政課長、商工観光課長、文化振興課長であります。

◎議案第78号 大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

○委員長（藤田善幸） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第78号 大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 産業文化部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、菊池商工観光課長でございます。よろしくお願いたします。

議案第78号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますけれども、本日は担当の菊池商工観光課長よりご説明いたします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 議案書54ページを御覧ください。議案第78号 大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案書55ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、本条例は、大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止するため、制定するものでございます。

大田原地域職業訓練センターは、中小企業に雇用される労働者等に対する各種職業訓練及び地域住民への各種講習等教育訓練を行うことにより、地域経済の発展に寄与するため設置しましたが、所期の目的を達成し、令和7年3月31日に職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社が解散したことから、大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

解散以降、職業訓練センターの清算事務を進めてまいりましたが、5月20日の清算に係る会議におきまして、残余財産の帰属先を協議し、残余財産の全てを大田原市に帰属するとすることで承認を得て、9月26日に残余財産587万5,327円を大田原市に引渡しをしております。

清算終了登記につきましては、宇都宮地方務局宛9月26日に申請し、同日付で清算終了になりましたので、10月15日に清算終了届を栃木県労働政策課に提出し、11月6日に受理となっております。

議案書54ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第78号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤田善幸） では、説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 議案書補助資料ということで、55ページの中で先ほど課長の説明のとおり、所期の目的を達成したということで、一応解散という形にはなるのですが、令和6年度の職業訓練センター事業を見ますと、例えば簿記入門、建設入門、電気工事入門とか、あとは竹工芸というような形で大体六、七項目くらいあったのですけれども、それらは今後、例えば竹工芸の場合は、ふれあいの丘の大工房でやるというような形なのですけれども、今後例えば建設関係とか、そういうものというのは、どこで、どういう形でそういう訓練をやっていくのかということも、その辺がちょっと分かりましたら、教えていただければと思います。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 各自で資格取得に向けた教材を購入し勉強するか、ウェブ講習を申し込むか、専門学校に通うこととなります。例えば2級土木施工管理技士につきましては、日本建設情報センターで行っているということなので、そういうこととなります。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） 例えば今、県のほうで、職業訓練でよくハローワークなんかで申し込んで、県単独での事業で、大田原市のいろんな施設を使ってやっていたりするのですけれども、県のハローワークを利用するというのは、情報発信とか大田原市は何かこの廃止に向かってされておるのか、その辺をもう一度伺いいたします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 県の事業ですとか、いろんな団体の事業につきましては、「広報おたわら」のほうで、今まででもそういった資格の取得ですとか、そういったものにつきましては、情報発信をしておりますので、それは引き続きやっていきたいと考えています。

○委員長（藤田善幸） 前野委員。

○委員（前野良三） この事業を行わなくなったというのは、認定訓練だけですよね。通常の訓練というのは引き続きやるのですよね。分からないですか。職業訓練というのは認定訓練というのをやっているのですよ、県の許可をもらって。あとは独立行政法人雇用・能力開発機構というのはあるのですけれども、そこらの仕事をもらって、そして認定を受けて学校を開設している。認定事業をやめたのだよね、もう。ただ、中川委員が今質問したように、個別のそういった団体がやる貸し館のような感じなのだけれども、そういう事業というのは事務局がそれを受けて、そして皆さんに公募してという形で引き続き残るのですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 国の方針によって情報処理技術養成施設、地域職業訓練センターは、平成22年度末をもって廃止となっております。運営委託契約につきましては、平成23年3月31日をもって終了しておりまして、あの建物につきましては、大田原市公共施設等総合管理計画におきまして、令和7年度以降での廃止、取り壊しを検討と位置づけていることから、職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社の存続を令和7年3月31日までとして、同日をもって解散するということとなっております、市とし

て今、ご質問のあったようなことを継続してやるということは、今のところ考えておりません。

○委員長（藤田善幸） 前野委員。

○委員（前野良三） 帰属財産五百何十万円ですか、それは何と何ですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 帰属財産につきましては、備品の償却残が168円、現金が587万5,159円でございます。備品につきましては、全て償却が終わっているのですけれども、償却として1円が残っていますので、168点ありまして、それが1円で168円ということになっております。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 前野委員。

○委員（前野良三） 設立するときに、寄附金みたいなものがあるので、8団体だか、11団体だか、そのくらいあるのですけれども、あれ1人当たり幾らでしたっけ。10万円ではなくて、もっと少しの金額でしたっけね。それはどういうふうになったのですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 設立時に市から410万円、9団体ありまして、9団体で90万円ですね。各団体10万円の90万円ということで、合わせて500万円が最初の出資金だったのですけれども、全て市のほうに帰属するというようになっております。

○委員長（藤田善幸） では、質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第78号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第80号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

○委員長（藤田善幸） 次に日程第2、議案第80号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第80号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の岡農政課長よりご説明いたします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 農政課長、岡でございます。よろしくお願ひいたしとます。

議案第80号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について、議案書を基にしてご説明を申し上げます。

道の駅那須与一の郷の管理運営業務につきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っておりますが、現在の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を期間とする新たな指定管理者を本年6月25日から募集を開始し、10月2日開催の公の施設指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者を決定したところです。

このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないことから、議案の上程がなされたものであります。

応募の状況であります。現地説明会への参加は4者ありましたが、そのうち指定管理者指定申請書の提出がありましたのは、76ページ、添付資料番号3のとおり、現行の指定管理者である株式会社八百屋蔵人1者のみでありました。10月2日に実施された公の施設指定管理者選定委員会においては、申請者のプレゼンテーションの結果、62ページの添付資料番号1のとおり、市民の公平な利用が確保されていること、施設の効用を最大限発揮するとともに、効率的な管理ができることなど基準を満たしていることとして、株式会社八百屋蔵人を指定管理者の候補者に決定し、63ページの別添資料番号2のとおり、令和7年11月10日付で大田原市道の駅那須与一の郷の管理運営に関する仮協定書を交わしたところでございます。

64ページから75ページまでは仮協定書に付しました基本協定書になります。なお、基本協定は、基本協定書第1条の規定のとおり、市と指定管理者が相互に協力し、管理施設を円滑に管理運営するための必要な事項を定めております。

次に、77ページを御覧願ひます。添付資料番号4は、事業計画書になっております。主な事業計画になりますが、本市農産物及び地域特産品のPRや振興という農政上の役割と周辺施設や市内の観光施設との協調・活用を、首都圏店舗との協力を得ながら、情報発信機能としての役割を担っていくということを基本方針としております。

次に、81ページを御覧ください。サービス向上のための方策等でありましたが、道の駅の休憩機能の充実、利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の活用、高齢者や障害を持つ方への柔軟な接客対応を取っていくことなどとしております。

次に、85ページを御覧願ひます。利用促進及び利用拡大に向けた取組でありましたが、SNSを活用した情報発信の実施、与一産直会の協力を得ながら、おいしい農産物の販売促進、2026年前期NHK連続テレビ小説「風、薫る」を契機とした新商品の開発等の実施を計画しております。

次に、91ページを御覧願ひます。添付資料番号5は、収支予算書となっております。指定管理料の支払いがない状況の中でも黒字が保てる収支計画となっております。

最後に、候補者であります株式会社八百屋蔵人は、通算で約10年間指定管理者としての施設の特性であります公共性を十分に理解し、大きな事故、トラブルもなく努めておることを申し添え、簡単ではありますが、議案の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤田善幸） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） この指定管理の応募に関しては、当初4者あると今お伺いしましたが、最終的に指定管理選定委員会に1者になった、その3者が提案を下げたというのは何か理由があるのか、お伺いいたします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

まず、1者目なのですけれども、酒税販売業の免許を持っていないということで、時間がかかるということでの辞退であります。もう1者につきましては、申請の期限までに資料が準備できないというような理由がありましての辞退という話で聞いております。もう1者につきましては、理由はあえて聞く必要はなかったものですから、1者については不明というような状況になっております。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 大田原市公の施設指定管理者選定委員会設置規則に基づき設置された大田原市公の施設指定管理者選定委員会において、安定した能力の保持、サービスの向上等を総合的に評価して選考を行ったとあります。

そこで、お尋ねしますけれども、選定の理由の③です。提出された事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているとされています。提出された事業計画書を見ますと、毎年5億9,000万円ぐらいの売上げを出すということですね。しかし、この間も小野寺議員からも何か本会議であったと思うのですが、市のホームページから指定管理者の決算状況なのかな、これを見てみますと、令和3年から令和6年までの客数、売上げ、人件費、事業費を調べることができるのです。それらの表示されている数字について簡単に述べさせていただきますと、令和3年の売上げが4億3,492万2,695円で、令和4年が4億5,305万1,457円、令和5年が4億722万5,614円、令和6年が3億3,448万3,258円と、令和6年に至っては3億円台の前半まで落ちてきているのです。これがインボイスどうのこうのという説明もあるのですが、ちょっとその辺は後で説明していただくとして、この点について、まずインボイスのことに関しては、売上げの計上に変更が生じたため、前年度比較は困難とされています。この点についてまずは説明をお願いします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

まず、インボイス関係なのですけれども、ホームページに掲載しております収支につきましては、指定管理者の評価表ということで、それに関するものの資料となっております。それで、まず1点目が、収支のほうは税抜きという形での表示になっておりまして、これに消費税率を掛けたものが本来の総売上げという形になるかと思えます。インボイスなのですが、令和5年10月からインボイス制度の始まりになりまして、産直会から仕入れるものにつきましては、今までは税込みの売上げとして計上していたのですが、産直会の会員の方でインボイス制度を申請しない方がいるものですから、そうすると令和5年10月以降、道の駅側でその仕入れを経費として認められなくなってしまうというような事態が発生しまして、余計に消費税を納めなくてはならないということになったようです。それで、道の駅側としては顧問の税理士がいるようでして、相談したところ、有利なほうを選択できるということで、令和5年10月からの売上げについては、販売経費だけを計上することにしたということなものですから、この消費税抜きという原因と

インボイスによってその収入の計上額の考え方が変わってしまったということが原因で、このような数字の減少という形になっております。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） そうしますと、予算書もそういうふうに下がってくるということになるのですよね。この予算書だと売上げが5億9,000万円、5億9,000万円、5億4,000万円、5億9,000万円となっていますから、そこも実質は下がるということでもいいのですよね。

続いて、道の駅那須与一の郷の管理運営に関する基本協定書によりますと、第12条の事業報告の条がありまして、事業年度終了後又は指定期間終了後、若しくは指定管理者条例第9条第1項の規定によれば、指定を取り消された後、2か月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならないとされていますけれども、市は情報を持っているにもかかわらず、決算状況とか、市議会のほうに出してきていないのですが、業務の実施状況、収支状況、議会に公表してきていないです。この状況で指定管理者を認定しろということが令和3年、5年前の議会には決算状況も報告されていたのです。僕見たのですけれども、今回決算状況というのが出てきていないので、その決算がなければ、収支予算書を出されても、本当にそれができるのか、できないのかというのが分からないと思うのです。なので、何でこれ出してくれなかったのかというのをまず教えていただいてよろしいですか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

まず最初の、今回の指定管理の収支の中で、5億3,000万円からだんだん下がっていくというような理由についてなのですが、それらにつきましては、令和9年度から大規模改修工事を予定しております。レストラン館、農産物直売所、情報館という形で工事をやる予定でございまして、期間的には人の利用が少ない時期ということで、1月から3月ぐらいの間に集中して工事を実施したいということで、そこら辺の工事の影響で売上げが、営業ができないという部分も若干出てくるのではないかなということで、そこら辺を見越した形で数字的には若干少なくなっている部分も加味した形で計画を立てている状況です。それがまず最初の1点目の回答でして、決算書の報告書関係が出されていないというお話なのですが、令和7年の6月議会に指定管理者の関係の決算報告ということで、多分報告はしているのではないかなと思っております。やはりこれも地方自治法の関係で、一応指定管理に出しているものについては、報告しているというような形かと思えます。

○委員長（藤田善幸） 産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 委員がおっしゃる、今回の申請に対して決算の部分がついていないという1つの理由は、継続して指定管理をやっているところは、そこでもうかっているかどうかというのは分かるわけなのです。ただ、これは公募型、何者も来ることを想定していますので、もし今の八百屋蔵人以外のところが来たとき、例えば小さな直売所なんかやっているようなところが来て、その決算見て、道の駅の八百屋蔵人と決算比較して、そこでやれるという判断にはならないので、結果的には今後の計画ということしか載せてもらわないということになります。選定委員会でそこを加味すると、どうしても今までやってきたほうが優位ではないですか、黒字になっていれば。ですから、そこは問わないということにしております。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 継続してやっていただくのは別に構わないのだけれども、小さいところはそれは決算が状況が違うというのはそれも分かるのですけれども、今までそれは継続してやっているのだから、それに対する状況というのも報告してもらってもいいのではないと思うのです。

それで、もしすごく売上げが下がっていたとか、なかったみたいですが、それは、決算的には売上げは横ばいだけれども、もう赤字になっていたとか、そういうのを我々は全然判断のあれが一切なくて予算書だけ出されて、承認しろと来るわけではないですか。これ全部の指定管理そうなのですから、だから、読めないというのか、どれぐらい売上げ立つのか分からないし、だって前年度の分からないから。全部そうだと思うのです、これ。

○委員長（藤田善幸） 産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） その辺は公表されておりませんが、選定委員会の中できちんと聞くことは必要であればということで、赤字らしい、新規参入のときなんか特に気をつけなくてはならないと思いますので、その辺でお聞きすることもしていますし、説明の中で状態とかも説明してくれる候補者もおりますので、その中で判断して、結果的に成績に反映しておりますので、表に出ない部分ではありますけれども、そのほか細かいこと言いますと、議員もよく道の駅についてはご指摘なされているレストランの在り方とか、あとはメニューの方向性とか、気になることは、その書類に出てこないところで聞き取りしているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤田善幸） では、齋藤委員の質疑を終わります。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 齋藤委員に対して先ほど指定管理の決算が出ているという間違った発言をしてしまいました、申し訳ございませんでした。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） 今回この指定の選定に対してということなのですから、この大田原市公の施設指定管理者選定委員会が一応選定してという形なのですが、前回の令和2年度の指定のときは、採点評価が200点満点になっていたと思うのですけれども、今回320点満点という形で、多分この道の駅だけが何か総合評価の点数が物すごく高いというのが非常にほかのものに比べて、その選定に対しての項目が多いのか、その辺がちょっと私分からなかったものですから、その辺をよろしく願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

公の施設に係る指定管理者選定委員会の中で、様式第13号に審査表というのがありまして、「安定した能力の保持」という項目につきましては、これは固定で100点という配点をしているのですが、「施設効用の最大限の発揮」という項目につきましては、いろいろな項目がありまして、これは担当課のほうで点数の配分を変えることができる形になっております。今回担当課として重点に置いた部分につきましては、当該施設の管理の基本的な方針、利用促進、利用拡大の取組内容、これらについて点数を30点で配点をさせていただきまして、そのほか利用者ニーズの把握とその反映方法、サービスの向上のための取組、そういったものについては20点ということで、一応配点を担当課で変えられるということになっておりまして、

これらの合計が今回320点という状況ですので、その時々で一応配点は考え方によって変えられるという形になっておりまして、今回320点という配点をさせていただいたというような状況であります。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） 大田原市のホームページからなのですけれども、それでいくと、この公の施設に係る指定管理者の評価表というのは多分出ていて、その中には多分道の駅だったら令和3年度から令和6年度の収支の状況とか、利用実績とか、いろいろな形で載っているのですけれども、齋藤委員がおっしゃった金額と少し違う部分が出てきているのだけれども、その辺はどうなのかなと、金額的なものとか、私の間違いなのか、その辺でちょっと疑問を持ったものですから、大田原市のほうで議会には載っていないにしても、この指定管理の評価ということで、その指定管理を受けてから現在までの道の駅も水遊園も、五峰の湯も全部出ていますので、それらを議会のほうにやっぱり提出すればそれで終わってしまうのではないかなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 一応この指定管理につきましては、地方自治法に基づいて選定を行っておりまして、市内部としても選定に関する条例等に基づいて行って、全庁的に行っている中では、間違った提出の仕方はしていない状況ですが、そういったご意見もあるということであれば、今後総務課等に相談し、情報を提供しまして、いろいろ検討をしていくようなのかなということを感じております。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 補足なのですけれども、選定委員会を主導するのは、担当課ではなくて、総務課で全体をやっていますので、これを出す、出さないというのは、選定委員長は経営管理部長でありますので、今、農政課長が言ったとおり、委員の意見を今回こういうふうに承ったということはお伝えしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤田善幸） では、ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 道の駅に関しては、私も今までずっといろいろ言ってきたので、その八百屋蔵人が駄目とか、そういうのではなくて、道の駅自体がどうやったら黒字になるようなあれができるのだから、私は市が農業公社でも何でもいいですよ。第三セクターつくってもいいし、つくって、利益を出して、さらに市の意向を思い切り出して運用していったほうがいいのではないかともう前から言っていますけれども、指定管理者にやってもらうのも別に構わないのだけれども、10年間ずっとやってきて、私も野菜を出していた時期もあるし、つき合ってきたし、見てきているけれども、もうちょっとやりようがあるのではないかなと思うのです。事業計画ではもちろんそれを書きますけれども、5年前もこういうふうにしたのでしょと思うと、どうせやらないでしょと思うってしまうのです。だから、意見としては第三セクター化するか、もしくは市が公社を使って直営にして利益を出して、その利益分で農業振興とか、観光振興

とか、そういうふうに戻したほうがいいのではないかと申上げて、終わります。

○委員長（藤田善幸） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第80号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） では、異議ありがございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第80号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（藤田善幸） 起立多数であります。

よって、議案第80号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第81号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

○委員長（藤田善幸） では、次に日程第3、議案第81号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第81号につきましても、担当の岡課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 議案第81号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

水遊園直売所の管理運営業務につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っておりますが、現在の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を期間とする新たな指定管理者を本年6月25日から募集を開始し、10月7日開催の公の施設指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者を決定したところです。

このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないことから、議案の上程がなされたものであります。

応募の状況であります。現地説明会への参加は、当初の期限までにはありませんでしたが、応募の延長をしたところ、1者の参加があり、その後、107ページ、添付資料番号3のとおり、株式会社R—t e c h n o l o g y から指定管理者指定申請書の提出がありました。

10月7日に実施された公の施設指定管理者選定委員会においては、申請者のプレゼンテーションの結果、94ページの添付資料番号1のとおり、市民の公平な利用が確保されていること、施設の効用を最大限発揮するとともに、効率的な管理運営ができることなど基準を満たしているとして、株式会社R—t e c h n o l o g y を指定管理者の候補者に決定し、95ページの添付資料番号2のとおり、令和7年11月10日付で

大田原市水遊園直売所の管理運営に関する仮協定を交わしたところであります。

96ページから106ページまでは仮協定書に付した基本協定書となります。なお、基本協定書は、基本協定書第1条に規定のとおり、市と指定管理者が相互に協力し、管理施設を円滑に管理運営するための必要な事項を定めております。

次に、108ページからを御覧願います。添付資料番号4は、事業計画書になっております。主な事業計画になりますが、大田原市の農産物及び物産品を展示販売することにより、活力ある農業の振興と農産物の販路を確立し、かつ都市及び農村の交流を図ることを基本方針としています。

次に、110ページを御覧願います。サービスの向上のための方策等でありますが、SNSを活用した情報発信の実施、直売所おすすめカレンダーの作成、お客様目録での商品の充実などを計画しております。

次に、113ページを御覧願います。利用促進及び利用拡大に向けた取組でありますが、農産物生産者の協力を得ながら、食のイベントの実施、子供が外で楽しめるイベントの実施などを計画しております。

次に、119ページを御覧願います。添付資料番号5は、収支予算書となっております。指定管理料の支払いがない状況の中でも黒字が保てる収支計画となっております。

最後に、候補者であります株式会社R—t e c h n o l o g yは、過去に飲食店を行った経歴もあります。また、水遊園と積極的に情報を共有し、運営に努めていく意識を持った業者であることを最後に申し添え、説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回の水遊園は、新しい方が応募という形で、先ほど課長の説明の中で、募集したのだけれども、現地説明会は誰も行かなかったという形と、もう一つプレゼンテーションを行ったというふうなのですけれども、プレゼンテーションというのはどういう内容で行ったのか、1度お聞かせいただければと思います。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 今回の指定管理者の募集につきましては、まず指定申請の前提としまして、現地説明会の参加というものを条件にしております。それで、当初の期限までには1者も事前説明会の参加の申込みがなかったため、期間を延長したというような状況にまず1点目がなっております。

2点目としまして、プレゼンテーションなのですけれども、指定申請を出していただきますと、総務課にその書類が回りまして、先ほどの話にも出ました選定委員会を開催するに当たりまして、まず担当課の大まかな説明をしまして、その後、指定申請の申込者から、どういった目的で運営していくのかとか、提出された指定申請書を基に、事業計画の説明をしていただいたものが一応プレゼンテーションという形で表現させていただいたものでして、今回、指定管理者からのプレゼンテーションであったものは、やはり周りに子供向けのいろんなものがないので、子供向けのイベント等、芝生広場とかを活用して、いろんなイベントを企画していきたいと。あと利用する方にとって近くにコンビニとか、すぐはないものですから、品ぞろえを充実させたいということと、やはり水遊園と情報を共有して、いろんなイベントを実施していきたいというような一応プレゼンテーションがあった内容であることを報告させていただきます。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、選定委員会のプレゼンテーションは、選定委員の前でその本人が来て、面接みたいな形でプレゼンテーションを行うという、そういう考えでよろしいですか。

○農政課長（岡 一弘） はい。

○委員（中川雅之） 了解です。

○委員長（藤田善幸） 前野委員。

○委員（前野良三） この売店というのは、あと一つあそこにそば屋さんありますよね。あれとは経営は別なのですか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えします。

水遊園の「味処ゆづかみ」という多分施設かと思うのですがけれども、今現在は県の農業公社に譲りまして、直営になっておりますので、今実際、市の運営としては、水遊園直売所のみという形になっております。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 前野委員。

○委員（前野良三） アンテナショップで蕨市がその売店に出していたのではなかったでしたっけね。違ったでしたっけ。アンテナショップありましたよね。あそこを通じて出したのではなかったか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

前野委員からのアンテナショップについては、市としては現在では分からない状況です。ただ、農産物等につきましては、指定管理者が中心となって、那珂川沿いの方を会員として農産物の販売等を今現在行っているという状況であります。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 何点かお聞きします。

まず、さっき私が聞き漏らしてしまったかもしれないですが、法人のほうは、今までに直売所等の運営の実績があるとおっしゃっていましたが。それはない。初めての運営になるのですか。だとすると、これは例えば独自の商品の仕入れルートとかというのは、ご自身で持っていらっしゃるのでしょうか、それとも何か道の駅みたいに、産直会みたいなものがあって、それを以前の法人のほうから引き継ぐよとか、そういった形になるのでしょうか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えいたします。

まず、飲食店、そういうものをやったことある法人であるのかということなのですが、直売所はやったことはないのですが、飲食店という形で今まで5社程度運営をしていた、お店はもう閉まっているのですが、そういった飲食店の経営をした経験はあります。

2点目が商品のルートなのですが、野菜につきましては、先ほども申しましたように、那珂川沿

いの農家の方から野菜を仕入れて販売するということと、それ以外のものにつきましては、今現在の指定管理者が取引している業者を継続的に使うという話も聞いております。また、新たに協力をしてくれる会社があるようでして、そちらの協力も新たに得るといような話も聞いております。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） どうぞ、農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 仕入れではなくて、委託でした。野菜については委託という形で。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 委託というのはどういった形になってくるのですか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 要は農家の方から預かって、それを販売して売れたら手数料をもらうというような委託販売になります。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） もう一つ、これ先ほどの前野委員の質問とちょっとかぶる形ではないのですが、前野委員の場合にはそば屋の話をしたと思うのですが、そば屋の前に小さいソフトクリームとかかき氷とかを売っている、以前の法人はそこも一緒にやられていたと思うのです。そこも一緒に運営するのですか。というのは人員的に大丈夫なのかと、夏休みとか、混雑するときはあそこの多分ソフトクリームとか、かき氷って結構並んでいたと思うのです。その辺も一緒に運営するような形になるのですか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） お答えします。

外に置いてあるカプセルというようなものが今現在も置いてありまして、現指定管理者でも使用料を納めてレンタルをしまして、夏の時期とか必要に応じて開けているというような状況ですが、今現在、水遊園側とも指定管理者が変わるといようなお話の中で、水遊園側として許可している部分があくまでも水遊園直売所の部分だけであって、そのカプセルの部分は、本来正式な許可は得ていないまま今まで営業していたということで、県の農業公社のほうからできれば今回指定管理者が変わるタイミングもありますので、撤去していただきたいといような話を受けておりまして、やはりそのカプセルのほうに人が入ると、人手もやはり増えてしまって、人件費がかかってしまうということもありますので、今後新たな指定管理者においてはいいような状況で運営する方向で話は進めている状況です。

以上になります。

○委員長（藤田善幸） では、ほかに質疑はないようございまして、質疑を終わります。

これより意見を行います。

前野委員。

○委員（前野良三） この売店、以前請け負っていた方に聞くと、もうからないのだから。それと、湯津上支所の反対側の食堂でしたっけ、「牧場」、当時は。あそこも一緒にやったのだね。ところが、その業者は多分辞退してしまっていると思うのですが、何かもうかる方法で運営ができるようにちょっと努力しなくては、何か誰がやっても駄目なのだから変な話を聞いてしまった。ということは、客層が薄い。確

かに私も二、三回行ったのですけれども、品数は多くないのだよね。多分売れないからかなと思うのですけれども。そんなことでひとつよろしくお願いします。

○委員長（藤田善幸） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。議案第81号につきましては、原案を可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第82号 大田原市ポッポ農園の指定管理者の指定について

○委員長（藤田善幸） 次に、日程第4、議案第82号 大田原市ポッポ農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第82号につきましても、担当の岡課長よりご説明させていただきます。
よろしく願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 議案第82号 大田原市ポッポ農園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

ポッポ農園の管理運営業務につきましては、現在、市がポッポ農園組合に業務委託をしておりますが、組合員の高齢化を理由に、令和7年度をもって業務委託を辞退したいという申出がありました。このため、庁内で施設の管理運営方法を検討した結果、指定管理者による運営が最良と考え、ポッポ農園としては初めて指定管理者を募集することになりました。

今回、指定期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、本年6月25日から新規に指定管理者の募集を開始し、10月2日開催の公の施設指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者を決定したところであります。

このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないことから、議案の上程がなされたものであります。

応募の状況であります。現地説明会には2者参加があり、両者から指定申請書の申込みを受けました。その後、10月2日に実施された公の施設指定管理者選定委員会において両申請者のプレゼンテーションの結果、126ページの添付資料番号1のとおり、市民の公平な利用が確保されていること、施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的、効率的な管理運営ができることなど、基準を満たしていることとし、採点結果の高かった特定非営利活動法人キャリアコーチを指定管理者の候補者に決定し、127ページの添付資料番号2のとおり、令和7年11月10日付で大田原市ポッポ農園の管理運営に関する仮協定書を交わしたところであります。

128ページから139ページまでは仮協定書に付した基本協定書となります。なお、基本協定書は、基本協定書第1条に規定のとおり、市と指定管理者が相互に協力し、管理施設を円滑に管理運営するための必要な事項を定めております。

次に、141ページからを御覧願います。添付資料番号4は、事業計画書になっております。主な事業計画になりますが、「子どもたちの笑顔」「地域のにぎわい」「自然との共生」を基本理念に掲げ、責任を持って施設運営に当たり、地域に根ざした活力ある観光農園づくりを全力で推進するということを基本方針としております。

次に、146ページを御覧願います。サービス向上のための方策等ではありますが、利用されるお客様の立場に立って、いかに安心安全で快適な施設となるか、職員一人ひとりが行動できるよう意識改革を徹底し、全てのお客様に対して不利のない、丁寧で平等な接客と適切な情報を提供していくことなどとしております。

次に、151ページを御覧願います。利用促進及び利用拡大に向けた取組ではありますが、体験プログラムの充実、交流と学びの場の提供、SNSを活用した情報発信の実施などを計画しております。

次に、158ページを御覧願います。添付資料番号5は、収支予算書となっております。指定管理料の支払いを受け、収支が保てる計画となっております。

最後に、候補者であります特定非営利活動法人キャリアコーチですが、今年度まで水遊園直売所の指定管理者であり、また那珂川町の那珂川グリーンヒルの指定管理者も現在務めている実績を有します。各施設の管理運営にあつては、安全管理に重点を置いていることから、今まで大きな事故等なく務められている事業者であることを最後に申し添え、簡単ではありますが、議案の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（藤田善幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） 何点かお聞きします。

今、課長のほうから説明あったように、今まで水遊園の直売所のほうで指定管理を受けていたという形なのですが、水遊園のときって売上げ見込み3,000万円ぐらい立てていたと思うのですね。今回見込みだと1,000万円までないぐらいですね。指定管理料が350万円、年間にすると350万円プラス700万円ぐらいの売上げ見込みという形になってきて、トータルで収入が1,000万円程度だと思うのですけれども、これは何かNPO法人のほうでは水遊園のほうはなかなか利益が出ないというのもしかするとあるのかもしれないですけれども、こちらのポップ農園のほうに切り替えたというのは、何かメリットとか、何かそういったのってあるのですか。その辺は聞いていますか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） キャリアコーチにつきましては、就労支援、子供の関係の学童保育とか、青少年健全育成に係る事業を多くやっているということがありまして、法人自体としても自然体験の経験等を通じて子供たちの健全育成をしたいということから、今回申し込んだということで話は聞いております。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません。集客に関してもなのですが、水遊園直売所の場合には、多分水遊園の来

場者の方がついでに寄るよとかというのはあったと思うのですが、こちらのポッポ農園の場合にはなかなかそうもいかない。ただ、芋掘り体験とか、そういったもので集客は見込めるのかなという気がするのですが、今ある既存の例えばミニSL、ゴーカート場とか、その辺を全て見直しますという形でうたっているのですが、具体的にこんな感じになるというのは何か聞いていますでしょうか。

○委員長（藤田善幸） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 具体的な内容につきましては、事業計画の中で書いてあることで申し上げます、農業体験、体験するものをメインで考えているということ、グランピングとか、そういったものやってみたいということ、あとはポッポ食堂ということで、今現在食堂はやっていないのですが、食堂をやりたいということで、まず最初はキッチンカー等を準備してやっていきたいという計画で考えているという話を聞いております。あとは、やはり水遊園とのコラボという形で、人の行き来を増やしたいというような話も聞いておる状況です。

○委員長（藤田善幸） それでは、ほかに質疑はないようでありますので、質疑は終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 意見はないようでありますので、意見を終わりにします。
それでは、採決いたします。

議案第82号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号 大田原市ポッポ農園の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（藤田善幸） 会議を再開します。

◎議案第83号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定について

○委員長（藤田善幸） 次に、日程第5、議案第83号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第83号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の菊池商工観光課長よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 議案書161ページを御覧ください。議案第83号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

162ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定につきましては、令和8年3月31日をもって指定の期間が満了することから、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、非公募により候補者が決定されたため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる施設の名称及び所在地は、大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センター、大田原市黒羽向町1422番地1、候補者として決定した団体は、現在の管理者であります黒羽ふるさと物産センター組合、組合長理事、高崎真一。大田原市黒羽向町1422番地1で、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

選定の経過を申し上げますと、現在の指定管理者である黒羽ふるさと物産センター組合が昭和63年から現在に至るまで地域に根差し、様々な創意工夫により、地域の活性化に貢献しているといった観点から、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、黒羽ふるさと物産センター組合を引き続き候補者として選定したものであります。

令和7年10月2日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、177ページの指定申請書、178ページから188ページまでの事業計画書、189ページから198ページまでの収支予算書等の資料の審査及びヒアリングを実施し、選定基準表により採点が行われた結果、163ページのとおり、黒羽ふるさと物産センター組合を指定管理者の候補者とし、164ページに記載のとおり、令和7年11月10日に仮協定を締結したところであります。

以上で議案第83号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 私は、189ページからの収支予算書について1つだけお伺いしたいのですが、収入の部分で売上とありますよね。売上が1億1,950万円と工場売上が900万円、雑収入が80万円、合計が1億2,930万4,000円ですね。私がちょっと聞きたいのは、支出のほうの一番下が売上原価ありますよね。売上原価が6,939万円ですね。そうすると、売上に対しての原価というのが半分以上、54%ぐらいになるのです。普通に考えて経営するのに、売上原価が54%というのは、どうやったら54%の原価になるのかというのがちょっと知りたかったので、そこをもし分かればお願いします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 54%の内訳としましては、ちょっと手持ちにはないのですが、令和6年度の決算等を見ましても、原価がほぼ同じような率となっております。売上原価は6,700万円ですね。令和6年度につきましても6,730万円の原価となっております、ほぼ同じ、内訳がないです。期首棚卸高が994万3,999円プラス当期仕入高が7,046万円です。期末棚卸が915万9,000円となっておりますね。当期の仕入れだけで7,000万円の仕入れということになっています。この仕入れの内訳は、ちょっと分かりませんので。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） ちょっと僕はこのふるさと物産センター組合に別にやってもらって構わないと思っていたのですが、売上原価が分からないとなると、では今、7,000万円ぐらいの物産センター売上げのうちの仕入れでそれぐらいかかっているということですね。ということは3,000万円ぐらいは手数料で出している。だから、25%ぐらいは手数料で出しているのですね。それにしても原価が25%だとしたら、30%ぐらいは原価が余るので、そうするとその原価がもし利益になっているのかどうなのか、分からないということですよ。これぐらいは原価と出しているけれども、実際は原価ではなくて、利益になってしまっているということでもいいのかなということでもいいのですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 収支予算書のほうにもありますとおり、売上の収入の合計が1億2,930万4,000円ですね。それに対して売上の支出合計が1億2,815万7,000円ということで、大体100万円程度の、法人としては100万円程度の利益が出ているということで、こちらにつきましても、令和5年度で大体200万円、令和6年度でほぼ100万円ぐらいの利益が法人としては出ているということで、こちらのほうの積立ての合計で現在の純資産合計が3,000万円ほどあります。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 原価がどこに出ていってしまったか分からないという状態なので、書類上というか、書面上は100万円ぐらい、200万円ぐらいの利益となっているけれども、実際、では原価が何にかかっているのか分からないので、それはプールしている可能性があるということのかなとは思っています。なので、そこをちょっと後で調べていただければと思いますが、いかがですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 当期仕入高につきましては、後でちょっと確認をしたいと思っています。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員の質疑を終わります。

北原委員。

○委員（北原裕子） 確認なのですが、この物産センターの売上というのは、レストランの売上が入っているのか。あと、この加工場売上というのは、純粹におまんじゅうとか、弁当とか、それだけなのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 物産センター売上につきましては、ソバですとか、あとは野菜ですとか、こちらのほうの売上と聞いております。加工所の売上げとしては、大輪にある味噌加工所のほうの売上と聞いております。

○委員長（藤田善幸） 北原委員。

○委員（北原裕子） では、このふるさと物産センターの駐車場にあるトイレの管理は、ここに含まれているのですか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） トイレの管理も組合のほうにお願いしている形になります。消耗品とかで出

ていると思うのですけれども、こちらには出ていないですね。トイレの関係の消耗品とかも組合のほうで全部買ってやっているということです。

- 委員長（藤田善幸） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（藤田善幸） 意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。

議案第83号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第84号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定について

- 委員長（藤田善幸） 次に、日程第6、議案第84号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

- 産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第84号につきましても、本日は担当の菊池商工観光課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

- 商工観光課長（菊池 修） 議案書199ページを御覧ください。議案第84号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてご説明いたします。

200ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定につきましては、令和8年3月31日をもって指定の期間が満了することから、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、公募により候補者が決定されたため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる施設の名称及び所在地は、大田原市湯津上温泉やすらぎの湯、大田原市湯津上5番地776及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯、大田原市堀之内674番地。候補者として決定した団体は、現在の管理者であります有限会社魚鶴、代表取締役、齋藤光市。大田原市佐久山2048番地で、指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

これまで市の運用指針において、施設の指定期間については、5年を基本としておりますが、令和3年

3月に策定した大田原市公共施設個別施設計画において、やすらぎの湯については、年々湯量が減少しており、枯渇時点で施設を廃止することとしていることから、令和10年度を終期とした3年間の指定期間としたところであります。

周知期間は、令和7年6月25日から8月12日までで、8月18日実施の現地説明会には、4団体が出席しましたが、応募があったのは現管理者である有限会社魚鶴の1者でした。

令和7年10月2日及び10月22日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、215ページの指定申請書、216ページから228ページまでの事業計画書、229ページから231ページまでの収支予算書等の資料の審査及びヒアリングを実施し、選定基準表により採点が行われた結果、201ページのとおり、有限会社魚鶴を指定管理者の候補者とし、202ページに掲載のとおり、令和7年11月10日に仮協定を締結したところであります。

なお、選定委員会を2回開催した理由としましては、農村レストラン及び特産物展示直売所の運営に係る収支状況の確認をするためであります。次期指定管理者には、これまでの管理業務に加え、農村レストラン等の運営業務を追加したところでありますが、現指定管理者である有限会社魚鶴が次期農村レストラン等の運営について現在の有限会社中野内下生産団地と同様に、指定管理料とは別会計で処理をするものと誤認していたことが第1回目の選定委員会で判明したことから、有限会社魚鶴に対し、農村レストラン等の運営収支を含めた収支予算書の提出を求め、選定委員会を再度開催し、指定管理者の選定をしたためであります。

以上で議案第84号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤田善幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） また収支予算書からちょっとお伺いします。

令和8年から令和10年度までの収支予算書を見ますと、人件費が6,500万円から6,600万円くらいに設定されているわけですが、令和3年から令和5年までの収支報告書を私、ホームページのほうから探してみましたら、人件費が4,078万円、4,043万円、4,320万円と3か年報告されていまして、この予算書ですと、人件費が前年度の3か年と比べると、30%以上上振れというか、積み増した予算になっているのです。実際にここまで人件費を支払うということがないのであれば、利益が多く出るわけですね。その場合、この指定管理料というのが適正なのかというのを判断する根拠はちょっと薄れてくるのではないかと思うのですけれども、市のほうとしてはどのようにお考えか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 先ほどご説明したとおり、次回の来年の4月1日からの指定管理につきましては、これまで中野内下生産団地でやっていた農村レストラン、それと直売所、こちらの運営も併せた指定管理となることから、その運営に関する人件費が増えているということになっております。詳細を言いますと、黒羽の食堂の運営、これが午前中が男性2名、女性2名、午後から夜にかけては男性2名、女性1名ということで、こちらのほうで運営するような形、それと直売所は1日通して女性1名ということになっております。

それと、湯津上のほうにつきましても、売店の運営につきましても、通常のスタッフの中でやりくりを

したいということで、会社としても少し人件費を抑える努力はしているということで、市のほうとしては認めているというか、そういうことで考えています。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 北原委員。

○委員（北原裕子） この五峰の湯とやすらぎの湯に関しては、毎年赤字が大体7,000万円ぐらいとは聞いていますが、この指定管理者を募集するに当たって、経費削減とか、業務の効率化を図るために指定管理を導入するとなっていますけれども、この7,000万円という莫大な赤字を今後削減、営業利益をもう少し上げるような努力をしていくということは今回この魚鶴のほうからは何か提案あったのでしょうか。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） これまでの指定管理につきましては、温泉の使用料は、直接魚鶴ではなくて、直接市に入ってくる形になっています。なので、今までは本当に施設の運営をやっていくということで、努力する分については、もう人件費削減しかなかったわけですが、今回、来年の4月からはレストラン、それと売店も指定管理ということになることから、魚鶴側もそちらのほうで利益を出して、なるべくその赤字を解消していく、赤字運営にならないことをやっていきたいと聞いております。

○委員長（藤田善幸） 北原委員。

○委員（北原裕子） ということは、そのレストランと物産のほうの売上も歳入に一旦は入ってということですか、お伺いいたします。

○委員長（藤田善幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊池 修） 事業収入ということで、収支予算書のほうを見ていただくと、事業収入ということで、レストラン売店売上が4,000万円ほど入っていると思いますが、こちらにつきましては、実は中野下生産団地のこれまでの収支を見ても、この程度は入っているということになっています。

ちょっと不明というか、想定が難しかったところが、実は原価なのですけれども、中野下生産団地は自分たちで取った野菜とかをレストランで使っていたので、原価が中野内のほうが参考にならなかったということで、そこのちょっと計算を出すのに苦労はしたのですけれども、米や野菜などは中野内は何か随分原価を抑えた仕入れになっていたということで、今後その3年間でそちらのほうの原価がどのぐらいになるか見ていきたいということで聞いております。

○委員長（藤田善幸） では、ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第84号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第85号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定について

○委員長（藤田善幸） それでは、次に日程第7、議案第85号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 議案第85号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の墨谷文化振興課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 文化振興課長。

○文化振興課長（墨谷 薫） 議案第85号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

232ページの議案書及び233ページの議案書補助資料を御覧ください。那須野が原ハーモニーホールの管理運営につきましては、現在の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、非公募により候補者が決定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があることから、附議するものであります。

候補者として決定した団体は、現在の管理者であります公益財団法人那須野が原文化振興財団で、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

選定の経過としまして、現在の指定管理者である同財団は、ホールの開館当初から管理運営を受託する者として本市と旧西那須野町が共同出資して設立された団体であり、平成18年の指定管理者制度の導入以降も専門的な企画運営力を蓄積しながら、適切に管理運営を行っております。これまでにパイプオルガンを整備するなど十分な成果も上げていることから、大田原市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条及び同条例施行規則第5条第1項第1号の規定に基づき指名したところであります。

令和7年10月2日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、248ページの指定申請書、249から260ページまでの事業計画書、261から275ページまでの収支予算書等の資料の審査及びヒアリングを実施しまして、選定基準表により採点が行われた結果、234ページのとおり、公益財団法人那須野が原文化振興財団を指定管理者の候補者とし、235ページに記載のとおり、令和7年11月10日に仮協定を締結したところであります。

以上で議案第85号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤田善幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 249ページの事業計画の項目1です。ハーモニーホールを管理運営する基本方針についてという欄で、（5）です。那須野が原ハーモニーホールの組織体制、人員配置、勤務体制、職員研修計画等についてのうち、1つ目の「組織体制及び人員配置は、団体の概要等に関する調書のとおりです。」とあります。その団体の概要等を見ますと、人員配置において、前も1回言ったことあるのですが、館長と事務局長がこれ兼務、1人でやられることになっているのです。本来、これ求められる仕事が全然違う

と思うのです。館長の役割と事務局長の役割というのは、もう全然違う役割だと思うのです。ここで、市の見解というか、認識を確認させてもらいたいのですけれども、館長がやるべき仕事というのは何だと考えられているのかということと、事務局長がやるべき仕事というのは、どういったことがやるべき仕事なのかというのを市がどういうふうに考えているのか、お伺いしていいですか。

○委員長（藤田善幸） 文化振興課長。

○文化振興課長（墨谷 薫） ご質問にありました館長の役割としましては、館の運営、それから事業の実施等を行う者、それから事務局長につきましては、経費等に係る事務全般を掌握する者として、それぞれに配置するということと理解しております。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） せっかくハーモニーホールがあるので、文化振興とか、そういう芸術とかのこの地域のレベルというのですか、そういうのを上げるためにやられていると思うので、もうちょっと難しいとか、高いところを求めてもいいのかなと思います。

続いて、260ページの「那須野が原ハーモニーホールの管理運営に際し、特に提案する事項」の中に、文化庁助成金等の公的助成事業の積極的な活用を進めるとされておりますけれども、文化庁のホームページを見ますと、様々な事業に対する助成金がありますが、私が調べた中では、ハーモニーホールと親和性のある助成金制度というのはちょっとよく分からなかったのです。ただ、計画書のほうにはもうそのように書かれているので、どういった助成事業の活用を進めようとしてされているのかというのを参考程度にお伺いします。

○委員長（藤田善幸） 文化振興課長。

○文化振興課長（墨谷 薫） お答えいたします。

来年度以降、指定管理が更新された際には、まず取組としても既に動きがあるところですが、仙台フィルハーモニー、こちらを文化庁の補助を使いまして、ハーモニーホールに誘致し、市内の小学生等を対象に無償で芸術鑑賞させるといった取組に今、手を挙げさせていただいております。採択されるかどうかは不明ではありますが、そういった取組に立候補させていただいております。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 最後に、公益財団法人への公益目的事業に資するための寄附金は、所得控除の対象となるため、制度の周知により自主財源の確保に努めるとされています。この場合の寄附というのは、クラウドファンディングとか、ふるさと納税などというのも含まれてくるのか、また制度の周知によって自主財源の確保に努めるということは、今の段階ではどういった寄附方法というのを想定されてのことなのかお伺いしてよろしいですか。

○委員長（藤田善幸） 文化振興課長。

○文化振興課長（墨谷 薫） こちらで申しております寄附につきましては、控除対象ということで、ふるさと納税のような返礼品等は特にございませんが、ハーモニーホールの運営のため、今後継続するためにご協力いただける方、友の会の会員を中心にお預かりするものが所得税控除の対象として計上させていた

だしているものであります。友の会の会員を中心として広く周知していくところではあるのですが、何らかの以前のようにパイプオルガン設置のための寄附とかというものではないものですから、大々的にうたって募集するものではないのかなと考えてはおります。いただけるものはいただきたいと思っておりますが。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員の質疑を終わります。

菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません。非常にちょっと単純な質問で申し訳ないですが、249ページ、事業計画書の中の、先ほど齋藤議員からもあった（５）の組織体制というか、人員配置、勤務体制なのですが、この中で休館日が12月29日から1月3日になっているのではないですか。これは、ホームページでもそうなのですが、1月3日って「はたちの集い」入っているのではないですか。これは、休館日のみだけではなく、市のほうの事業として休館日に実施するよという考え方でいいのですね。

○委員長（藤田善幸） 文化振興課長。

○文化振興課長（墨谷 薫） はい、菊池委員おっしゃられたとおり、休館日としては1月3日までを定めておりますが、市で行う行事としまして、一般への貸し館は当然休館で、「はたちの集い」につきましては、特別開館ということで貸し出しをしております。

以上です。

○委員長（藤田善幸） ほかに質疑はないようでありますので、質疑は終わりにします。

これより意見を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 度々すみません。先ほど寄附とか、所得控除の対象となるようなお金の集め方というのを友の会の方からもいただければなみたいな話があったと思うのですが、そこを私もあまり詳しく調べてはいないのですが、いろんなやり方が多分あると思うので、もうちょっと自主事業費がこれだけ那須塩原市も出したくないと言っているみたいですから、その自分たちでお金を何とか少しずつ広く薄く集める体制を見つけていただくと、もうちょっとハーモニーホールの活用にあ資するのかなと思うので、そこのところをよろしくお願いします。

○委員長（藤田善幸） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第85号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

では、以上で執行部関しましては、ご退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

（執行部退室）

◎建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○委員長（藤田善幸） では、続きまして、次に日程第8、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに掲載の調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自内容をご確認ください。

（内容確認）

○委員長（藤田善幸） それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（藤田善幸） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

午前11時48分 散会

建設産業常任委員会 委員長